

3企広第 7 号  
令和 4 年 3 月 7 日

名古屋市長 河村 たかし 様

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 郡 健二郎



公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更に関する申請

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項後段の規定に基づき、  
公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更の認可を受けたいので、申請します。

公立大学法人名古屋市立大学  
事務局企画広報課 森、早川  
電話 853-8806

# 公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画の変更について

## 1 変更しようとする事項

現 行	変更案
<p>VI 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>(略)</p> <p>[運営費交付金の算定ルール]</p> <p>毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれの対応する方法により算定される。</p> <p>1 大学</p> <p>(略)</p> <p>2 市立大学病院</p> <p>運営費交付金=①+②+③+④</p> <p>①【人件費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の退職手当 定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算</li> <li>・共済追加費用</li> </ul> <p>②【医療機器更新関係経費】</p> <p>(略)</p> <p>③【経営基盤安定経費】</p> <p>(略)</p> <p>④【設備関連経費】</p> <p>(略)</p>	<p>VI 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>(略)</p> <p>[運営費交付金の算定ルール]</p> <p>毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれの対応する方法により算定される。</p> <p>1 大学</p> <p>(略)</p> <p>2 市立大学病院</p> <p>運営費交付金=①+②+③+④+⑤</p> <p>①【人件費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の退職手当 定年退職見込及び普通退職の過去3年間の実績により積算</li> <li>・共済追加費用</li> </ul> <p>②【医療機器更新関係経費】</p> <p>(略)</p> <p>③【経営基盤安定経費】</p> <p>(略)</p> <p>④【設備関連経費】</p> <p>(略)</p> <p><u>⑤【救急・災害医療センター（仮称）関連経費】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・災害医療センター（仮称）の</li> </ul>

現 行	変更案
<p>3 東部・西部医療センター (略)</p> <p>注) (略)</p>	<p><b>開棟に向けての人件費（退職手当除く）</b></p> <p>3 東部・西部医療センター (略)</p> <p>注) (略)</p>

※下線部は変更箇所を示す。

## 2 変更理由

令和7年度に予定している救急・災害医療センター（仮称）の開棟に向けての人件費に対する運営費交付金が令和4年度から措置されることに伴い、所要の変更を行う必要がある。

## 3 参照条文

### ○地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）抜すい

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示（中期目標）を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中期目標等の特例）

第78条 （略）

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### ○公立大学名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成18年名古屋市規則第106号）抜すい

（中期計画の作成及び変更に係る事項）

第5条 法人は法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。